

情報提供日：令和8年6月11日

7/1から排出できるごみ袋が通常体制に戻ります 指定ごみ袋以外の袋による排出を認める臨時措置を終了(6/30)

龍ヶ崎市では、原材料調達の不安定化に伴う指定ごみ袋の供給遅延に対応するため、令和8年4月27日(月)から実施してきた「指定ごみ袋以外の袋(透明・半透明など)による排出」を認める臨時措置を令和8年6月30日(火)に終了します。

今回、指定ごみ袋製造委託業者から安定的な供給体制が整い、6月13日(土)以降各販売店へ計画的な配送の見通しが立ったことから令和8年6月30日(火)排出分をもって、臨時措置を終了するものです。7月1日(水)以降は、従来のごみの出し方に基づき、指定ごみ袋での排出が収集対象となり、指定ごみ袋以外の袋(透明・半透明袋など)での排出はできません。

また、市では今後も、市民生活への影響を最小限に抑えるため、世界情勢の影響による原材料調達状況などを注視し、引き続き状況把握に努めてまいります。

報道機関の皆さまにおかれましては、市民生活の混乱防止とスムーズな移行のため、広く周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ごみ袋の供給遅延に対する対応状況

日にち	対応	内容
令和8年4月27日(月)～	臨時措置開始	燃やすごみ(大・小)、燃やさないごみ(大・小)を対象に、指定ごみ袋以外(透明・半透明袋)での排出を認める
令和8年6月13日(土)	各販売店へ指定ごみ袋を配送	順次配送。配送後店頭へ並ぶ見込み
令和8年6月30日(火)	臨時措置終了	6/30排出分をもって臨時措置を終了
令和8年7月1日(水)～	通常体制移行	燃やすごみ(大・小)、燃やさないごみ(大・小)は指定ごみ袋での排出のみ認める

■市民の皆様へのお願い

・指定ごみ袋での排出徹底について
7月1日(水)以降は、指定ごみ袋以外の袋(透明・半透明袋など)で出されたごみは収集されませんのでご注意ください。

・計画的な購入へのご協力(買いだめ防止のお願い)
龍ヶ崎市では、十分な量の指定ごみ袋を確保しています。供給再開直後に過度な「買いだめ」が発生すると、一時的な品切れにより、他の市民の皆様へ影響が出る恐れがあります。必要な分のご購入をお願いします。また、各販売店で個数制限などの販売ルールが設けられる場合があります。ルールに従ってご購入いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

担当課	龍ヶ崎市 都市整備部 廃棄物対策課 廃棄物対策グループ 担当者：竹中(たけなか)・原(はら) 連絡先：0297-60-1538
-----	--